

外洋湘南 運営規則

第1章 総 則

第1条 (名称)

本会は、公益財団法人日本セーリング連盟（略称 J S A F）の加盟団体であり、外洋湘南（以下「本会」という。英文名称 Shonan Ocean Racing Club、略称 S O R C）と称する。

第2条 (事務所)

本会は、事務所を神奈川県内または東京都内に置く。

第3条 (目的)

本会は、J S A Fの外洋加盟団体として、外洋セーリング技術の向上と安全確保を図り、併せて外洋セーリングを通じてシーマンシップの醸成に寄与し、かつ、海事思想の健全なる発展と普及を図ることを目的とする。また、湘南水域の会員相互の親睦を図るものとする。

第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- (1)外洋レースの主催および協力
- (2)外洋セーリングの指導および普及
- (3)外洋セーリングに関する講習会の実施
- (4)外洋セーリング艇の安全確保・ルールに関する調査、情報収集および実施
- (5)外洋セーリング艇の通信に関する調査、情報収集および開発
- (6)外洋セーリング艇の登録の管理
- (7)JSAF 及び他の外洋加盟・特別加盟団体との間における意見交換並びに交流
- (8)その他、本会の目的を達成する為に必要な事業

第2章 会 員

第5条 (種別および資格)

本会の会員は、次の5種類とする。

(1)正会員

本会の目的に賛同して入会した者

(2)特別会員

艇を本会に登録している者

(3)名誉会員

本会に特に功労があった者で、常任委員会が推薦し、総会で承認した者

(4)高校生会員

保護者が本会の正会員・特別会員であり、高等学校に在籍している学生

(5)ジュニア会員

保護者が本会の正会員・特別会員であり、中学校及び小学校に在籍している生徒、並びに小学校就学前の児童

第6条 (入会金・会費等の納入)

本会の会員は別に定める入会金および会費等を納入しなければならない。但し、名誉会員は会費等が免除される。

第7条（入会手続）

本会に入会しようとする者は、会長に所定の入会申込書を提出し、会長の承認を得なければならない。

第8条（退会手続）

本会を退会しようとする会員は、事務局に退会の通知を行う。

第9条（資格の喪失）

本会の会員は、次の各号に該当するときは、その資格を失うものとする。

- (1)退会したとき。
- (2)本会の会費等の納入を怠ったとき。
- (3)除名されたとき。
- (4)死亡したとき。
- (5)本クラブが解散したとき。

第10条（除名）

本会の会員は、次の各号に該当するときは、常任委員会の決議により除名されることがある。

- (1)本会則または関係規則に違反したとき。
- (2)本会の名誉を毀損したとき。
- (3)本会の秩序を著しく乱したとき。

第3章 役員

第11条（役員）

本会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 2名以内
- (3)事務局長 1名
- (4)常任委員 25名以内
(会長、副会長、フリースキャプテン、事務局長を含む)
- (5)監事 2名以内

第12条（役員の選任）

会長、副会長は、常任委員会において常任委員の中より選任する。

- 2 常任委員および監事は、総会において正会員と特別会員の中より選任する。
- 3 フリースキャプテンは、常任委員会において選任する。
- 4 事務局長は、常任委員会において常任委員の中より選出する。
- 5 常任委員または監事に欠員が生じたときは常任委員会において正会員と特別会員の中より選任する。この場合、直近の次の総会において承認を得るものとする。

第13条（役員の職務）

会長は本会を代表し、本会を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、常任委員会があらかじめ定めた順位に従い、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは次の会長が選任されるまでの間その職務を行う。
- 3 常任委員は常任委員会を組織して、会の業務に当たる他、会長、副会長及び事務局長の業務を監視・監督する。
- 4 監事は、本会の会計を監査し、会長、副会長及び事務局長の業務を監視・監督する。また、監事は会議に出席し、意見を述べることができる。

第14条（役員の任期）

役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、会長の在任期間は連続して6年を超えてはならない。

2 欠員が生じたときに選任された役員の任期は、退任した役員の任期の満了すべき時までとする。

第15条（解任）

役員が次の各号の1に該当するときは、常任委員会の議決によって、その役員を解任することができる。

- (1)心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反、その他の役員たるに適しない非行があると認められるとき。
- (3)その他、常任委員会が解任を要すると認めたとき。

第16条（顧問）

本会に顧問若干名をおくことができる。

- 2 顧問は、常任委員会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

第4章 委員会

第17条（委員会）

常任委員会のもとに、次の委員会を置く。

- (1)総務委員会
- (2)財務委員会
- (3)安全委員会
- (4)レース委員会
- (5)通信委員会
- (6)ルール委員会

また、常任委員会のもとに必要に応じて、特別委員会をおくことができる。特別委員会は特定の事項を扱うために臨時に組織され、常任委員会の規定を準用されるが設置期間は2年以内とし再設置を妨げない。

第18条（委員長及び委員の選任）

各委員会の委員長は、常任委員の互選に基づき、会長が任命する。

- 2 各委員会の委員は、常任委員会において正会員と特別会員の中から選任し、会長が任命する。
- 3 各委員会には、必要に応じて委員長の任命した補助委員を置くことができる。

第19条（委員会の職務）

総務委員会は、次の事項を扱う。

- (1)本会の事業および企画に関すること。
- (2)委員会相互間の調整に関すること。
- (3)儀式典礼に関すること。
- (4)会員の入会および退会に関すること。
- (5)艇の登録に関すること。
- (6)官公署、関係機関、関係団体等に対する申請、報告、折衝および意見具申等に関すること。
- (7)所掌事項に関し JSAF とのとの連絡および JSAF への意見具申に関すること。
- (8)広報に関すること。
- (9)その他、他の委員会に属さないこと。

- 2 財務委員会は、次の事項を扱う。
 - (1)各事業の収支に関すること。
 - (2)毎事業年度の決算および予算の作成に関すること。
 - (3)会計に関し、JSAF との連絡および意見具申に関すること。
 - (4)その他、会計に関すること。
- 3 安全委員会は、次の事項を扱う。
 - (1)外洋特別規定の企画および実施に関すること。
 - (2)外洋セーリングに必要な運用術および航海術の研究指導に関すること。
 - (3)外洋セーリングに必要な気象、海象の調査研究および指導に関すること。
 - (4)外洋セーリング艇の事故の調査および防止に関すること。
 - (5)対応する JSAF の委員会との連絡および意見具申に関すること。
 - (6)その他、安全に関すること。
- 4 レース委員会は、次の事項を扱う。
 - (1)本会の主催するレースの企画および実施に関すること。
 - (2)レースの運営技術の研究および指導に関すること。
 - (3)レースの褒賞に関すること。
 - (4)対応する JSAF の委員会との連絡および意見具申に関すること。
 - (5)その他、レースに関すること。
- 5 通信委員会は、次の事項を扱う。
 - (1)外洋セーリング艇の通信に関する調査研究、情報資料の収集に関すること。
 - (2)外洋セーリング艇の通信機器の知識の啓発、宣伝並びに技術指導に関すること。
 - (3)通信に関する講習会の開催に関すること。
 - (4)対応する JSAF の担当部門との連絡および意見具申に関すること。
 - (5)その他、通信に関すること。
- 6 ルール委員会は、次の事項を扱う。
 - (1)レースルールの調査研究、情報資料等の収集に関すること。
 - (2)レースルールの起案、廃案に関すること。
 - (3)レースの審判に関すること。
 - (4)レース委員会への連絡および勧告に関すること。
 - (5)JSAF ルール委員会との連絡および意見具申に関すること。
 - (6)その他、ルールに関すること。

第5章 フリート

第20条（フリートの設置）

本会は、事業を分担し、かつ、会員および登録艇の管理を円滑に行い、また、会員相互の親睦を図るため、次のフリートを置く。

- (1)葉山フリート
- (2)逗子フリート
- (3)江の島フリート
- (4)真鶴フリート
- (5)熱海フリート
- (6)伊東フリート

(7)下田フリート

(8)葉山港フリート

2 フリートは、原則として一泊地を恒久的に基地とする登録艇の属する正会員と特別会員をもって構成する。

3 フリーターの設立、併合、廃止は常任委員会において決定する。また、設立は5艇以上を原則とする。

第21条（フリートキャプテン）

フリートキャプテンは、フリート所属の正会員と特別会員の中から選出する。ただし、フリートキャプテンの在任期間は2年間とし再任を妨げない。

2 フリートキャプテンは、フリートを代表してフリーターの業務を統括し、常任委員を兼務する。

第6章 総会

第22条（総会）

総会は、通常総会および臨時総会とし、会長が招集し、議長となる。

2 通常総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に招集する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または正会員と特別会員の合計の3分の1以上が総会の目的事項を記載した文書をもって請求したときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に招集しなければならない。

4 総会を招集しようとするときは、開催日の10日前までに、会議の目的事項、日時および場所を示した文書をもって、会員に通知しなければならない。

第23条（総会の決議事項）

総会は、次の事項を議決する。

(1)事業計画および収支予算

(2)事業報告および収支決算

(3)会則の変更

(4)解散および残余財産の処分

(5)規則の制定および変更

(6)常任委員および監事の選任

(7)その他常任委員会より付議された事項

第24条（総会の定足数および議決）

総会は、正会員と特別会員の5分の1以上が出席しなければ、開催することはできない。

2 総会の議事は、法令または規則に別段の定めのある場合のほか、出席した正会員と特別会員の過半数の議決をもって、これを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

3 総会に出席することのできない正会員と特別会員は書面をもって議決し、または他の出席者に議決権の代行を委任することができる。この場合は、その会員は出席したものとみなす。

第25条（議事録）

議長は、総会の議事録を作成するための書記を選任し、かつ、出席した正会員と特別会員の中より議事録署名人2名を指名しなければならない。

2 議事録には、次の事項ならびにその他の必要事項を記載し、議長および議事録署名人が署名しなければならない。

(1)総会の日時および場所

(2)総会当日現在の正会員数と特別会員数および出席正会員数と出席特別会員数

(3)議事の経過の概要およびその結果

第7章 常任委員会

第26条（常任委員会）

常任委員会は、会長が議長となり、常任委員をもって構成し、必要に応じて常任委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

- 2 常任委員会は、隔月1回の定例の他、会長が必要と認めたとき招集する。
- 3 常任委員会は、本会の日時の業務の運営に当たり、次の事項を審議決定する。

- (1)総会に提出する議案
- (2)総会より委任された事項
- (3)その他、本会の運営上、必要な事項
- (4)本会則に定める事項

第27条（常任委員会の定足数および議決）

常任委員会は、常任委員の過半数が出席しなければ、開催することはできない。

- 2 審議事項に関係ある委員会の常任委員（担当委員長）が出席しなければ当該事項を決議することができない。
- 3 常任委員会の議事は、出席した常任委員の過半数の議決をもって、これを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 4 常任委員会に出席することのできない常任委員は書面をもって議決し、または他の出席者に議決権の代行を委任することができる。この場合は、その常任委員は出席したものとみなす。

第28条（議事録）

議長は、常任委員会の議事録を作成するための書記を選任し、次の事項ならびにその他の必要事項を議事録に記載しなければならない。

- (1)常任委員会の日時および場所
- (2)出席常任委員数（委任を含む）
- (3)議事の経過の概要およびその結果

第8章 事務局

第29条（事務局）

事務局は事務局長が統括し、事務局員を置くことができる。

- 2 事務局員は事務局長が任命する。
- 3 事務局長は、会長の命を受け、事務に従事し、各委員会の活動をサポートする。

第9章 会 計

第30条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第31条（経費の支弁）

本会の経費は、正会員と特別会員からの会費、レース参加料、計測料、特別規定検査料、および寄付金、その他の収入により支弁する。

第32条（臨時会費・基金）

本会の運営上必要があるときは、総会の議決を経て、臨時会費または基金を徴収することができる。

第33条（事業計画および収支予算）

会長は、毎事業年度の事業計画および収支予算を作成し、総会に提出しなければならない。

第34条（事業報告および収支決算）

会長は、毎事業年度経過後2ヶ月以内にその事業年度の事業報告書、財産目録、及び収支決算書を

作成し、監事監査を経て総会に提出しなければならない。

第35条（剰余金の処分）

本会の毎事業年度の決算において、剰余金が生じたときは、翌年に繰越すものとする。

第36条（会費納入規則）

本会の会費納入に関し、別に会費納入規則を設けることができる。

第10章 規則の変更および会の解散

第37条（規則の変更）

この規則は総会の議決を得なければ、変更することができない。

第38条（解散）

本会の解散は、総会において、会員の3分の2以上の議決を得なければ解散することができない。

第39条（残余財産の処分）

本会の解散に伴う残余財産は、総会に置いて会員の3分の2以上の議決を得た後、会長の許可を受けなければ処分することができない。

第11章 雑 則

第40条（施行細則）

必要に応じて、常任委員会の議決を経て制定する。

制定1999年02月16日

施行1999年04月01日

改定2006年06月01日

改定2010年05月11日

改定2012年05月15日

施行2012年05月16日

改定2017年05月16日

施行2017年05月17日

改定2021年05月21日

施行2021年05月22日

改定2024年05月18日

施行2024年05月19日